

改 正 後	現 行
第 8 2 1 次検査は、当該種苗の<u>検査荷口</u>ごとに、規程別表第 1 に掲げる数量について、別表 2 に掲げる方法により行うものとする。 3 2 次検査は、1 次検査において抽出した種苗の中から別表 3 に掲げる数量以上を抽出し、同表に掲げる方法により行うものとする。 第 10 2 植物防疫官は、当該種苗に土が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、当該検査<u>荷口</u>の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。 3 植物防疫官は、当該種苗に別表 1 に掲げるものが付着しているときにあっては、当該検査荷口の全量について「特定重要病害虫検査要綱」別表 2 に定める特定重要病害虫検査指標に掲げる措置を命ずるものとする。	第 8 2 1 次検査は、当該種苗の<u>産地、種類、品種及びロット別（以下「検査単位」という。）</u>に、規程別表第 1 に掲げる数量について、別表 2 に掲げる方法により行うものとする。 3 2 次検査は、<u>検査単位</u>毎に 1 次検査において抽出した種苗の中から別表 3 に掲げる数量以上を抽出し、同表に掲げる方法により行うものとする。 第 10 2 植物防疫官は、当該種苗に土が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、当該検査<u>単位</u>の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。 3 植物防疫官は、当該種苗に別表 1 に掲げるものが付着しているときにあっては、当該検査<u>単位</u>の全量について「特定重要病害虫検査要綱」別表 2 に定める特定重要病害虫検査指標に掲げる措置を命ずるものとする。

改正後

別表 2 (第 8 関係)

1 次検査の方法

種苗の種類	検査の種類	対象有害動植物	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	ふるい別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の有害動物	規程別表第 1 に掲げる数量についてふるい別すること
	病徴・標徴検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徴、標徴等の異常を識別すること。

別表 4 (第 1 2 関係)

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。) の混入率 (重量比) が 0.05% 以上あるときは、荷口全体の選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の混入率 (重量比) が 0.01% 以上あるときは、荷口全体の選別	選別した病原菌及び病種子は廃棄すること。
種子に付着する菌核	菌核の混入率 (重量比) が 0.01% 以上あるときは、荷口全体の選別	

現 行

別表 2 (第 8 関係)

1 次検査の方法

種苗の種類	検査の種類	対象有害動植物	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、徳用作物等の種子	篩別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の有害動物	抽出した各梱毎に 2 kg 以上について篩別すること。
	病徴・標徴検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徴、標徴等の異常を識別すること。

別表 4 (第 1 2 関係)

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。) の含有率 (重量比) が 0.05% 未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	選別した麦角及び菌核は廃棄すること。
種子 (ゲンゲを除く。) に付着する菌核	菌核の含有率 (重量比) が 0.01% 未満になるまで選別	

改 正 後			現 行		
種子に付着するダイズ紫斑病菌等	り病種子の混入率（重量比）が1%以上あるときは、荷口全体の選別		ゲングの種子に付着する菌核	比重1.10の塩水に浸漬し、種子0.5kg中の菌核が10粒未満になるまで選別	
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	キタネコブセンチュウ等の付着している地下部がなくなるまで選別	選別したキタネコブセンチュウ等の付着する地下部は廃棄すること。	生植物の地下部から発見されたバナネモグリセンチュウ	地下部の切除	切除した地下部は廃棄すること。
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	り病球根がなくなるまで選別	選別したり病球根は廃棄すること。			
球根に付着するロビンネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	ロビンネダニ及びゴミコナダニ（これらと同様の加害形態をもつ有害動物を含む。）が付着しており、かつ、り病している球根その他のり病球根が1%以上あるときは荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。			
球根に付着する黒かび病菌、青かび病菌等	り病球根が3%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。			